

### ③ 生活空間の安全確保や質の向上による安心の確保

## ● まちづくり

### 1 安全・安心な社会を支える道づくり

問合せ先 道路維持課

通学路における歩道の整備率は5割程度で、まだ十分とは言えない状況です。歩行者の安全・安心な移動空間の確保のため、歩道の整備など、歩行者の安全性向上対策を実施します。また、安全で快適な歩行空間の確保、及び地震時や台風時の電柱の倒壊を防ぐため、電線類を道路の地下等に収める「無電柱化」を推進します。

#### 歩道など交通安全対策の推進

平成24年度は、警察・学校関係者等と「通学路の緊急合同点検」を実施し、対策が必要な箇所は192箇所となりました。

平成25年度も引き続き、通学路緊急点検で危険と判断された箇所や事故の多い箇所について、歩道の新設などを行い、**歩道整備延長2kmを目指します。**

通学路の緊急点検状況→



〈歩道の新設〉 主要地方道福江富江線(五島市富江地区)



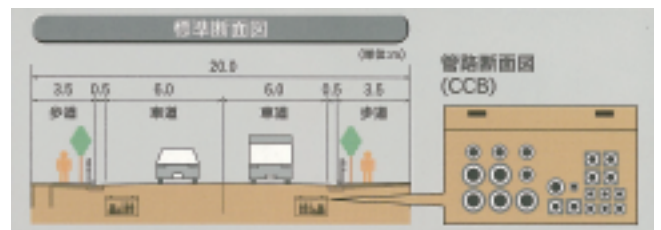
#### 無電柱化の推進

電線類を道路の地下等に収めることにより、安全で快適な道路空間の確保、景観の向上、電柱が無くなる事による地震や台風時の安全性の確保を図ります。

平成27年度までに11.8kmの無電柱化を目指します。

〈個別事業の紹介〉 一般県道長与大橋町線(長崎市昭和町地区)

#### 無電柱化のイメージ

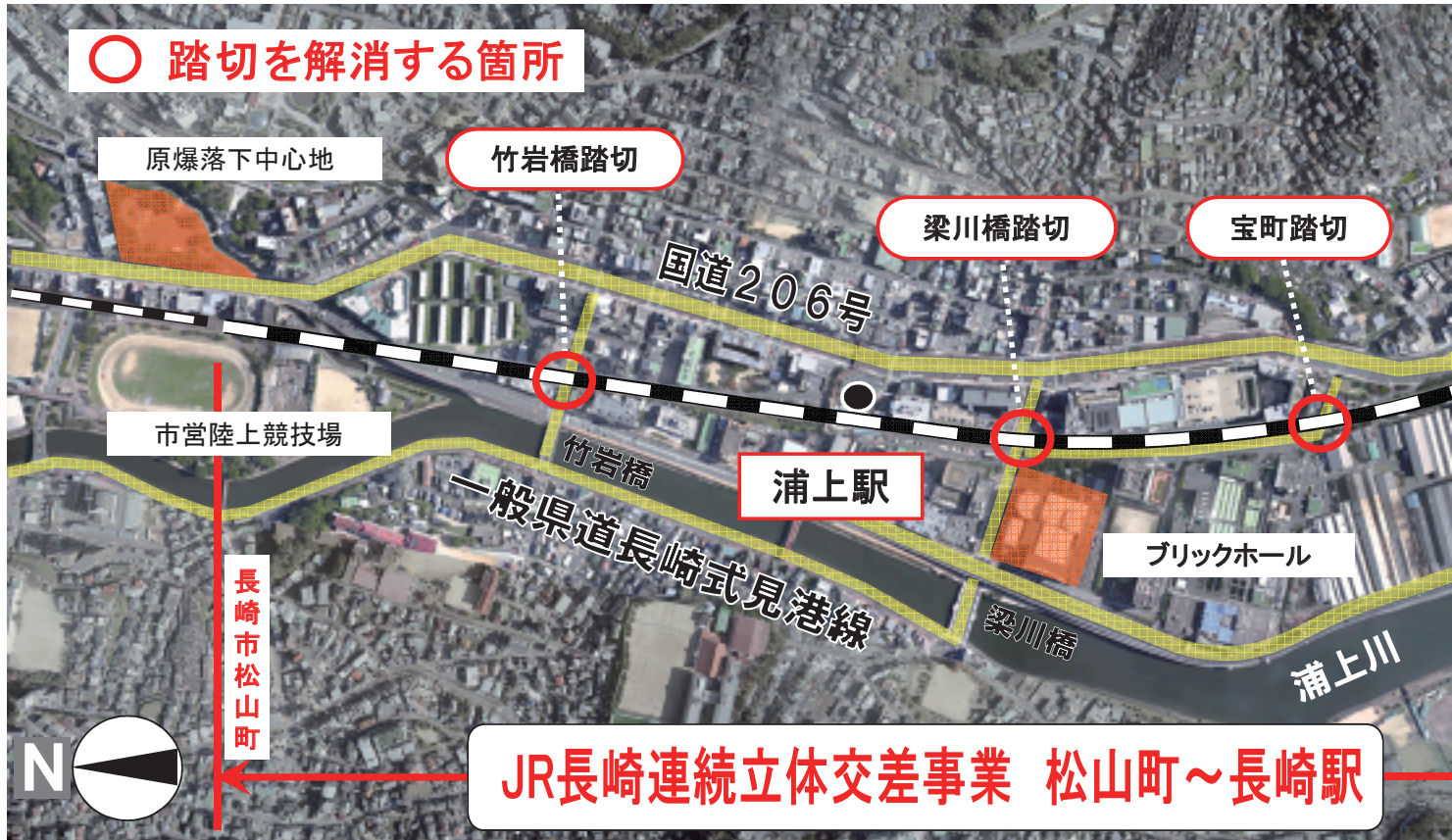




## 2 連続立体交差による交通環境の改善

問合せ先 都市計画課

交通量の多い道路と鉄道が交差している踏切は混雑がひどく、渋滞の原因となっているため、連続立体交差事業により鉄道を高架化し、長崎駅周辺の踏切を解消するとともに、市街地の一体化を図ります。



○ 踏切を解消する箇所

原爆落下中心地

竹岩橋踏切

梁川橋踏切

宝町踏切

国道206号

市営陸上競技場

竹岩橋

浦上駅

ブリックホール

長崎市松山町

一般県道長崎式見港線

梁川橋

浦上川

JR長崎連続立体交差事業 松山町～長崎駅

### 連続立体交差事業前後の比較イメージ

整備前

整備後

梁川橋踏切



遮断機による渋滞

竹岩橋踏切



鉄道高架化で踏切渋滞解消

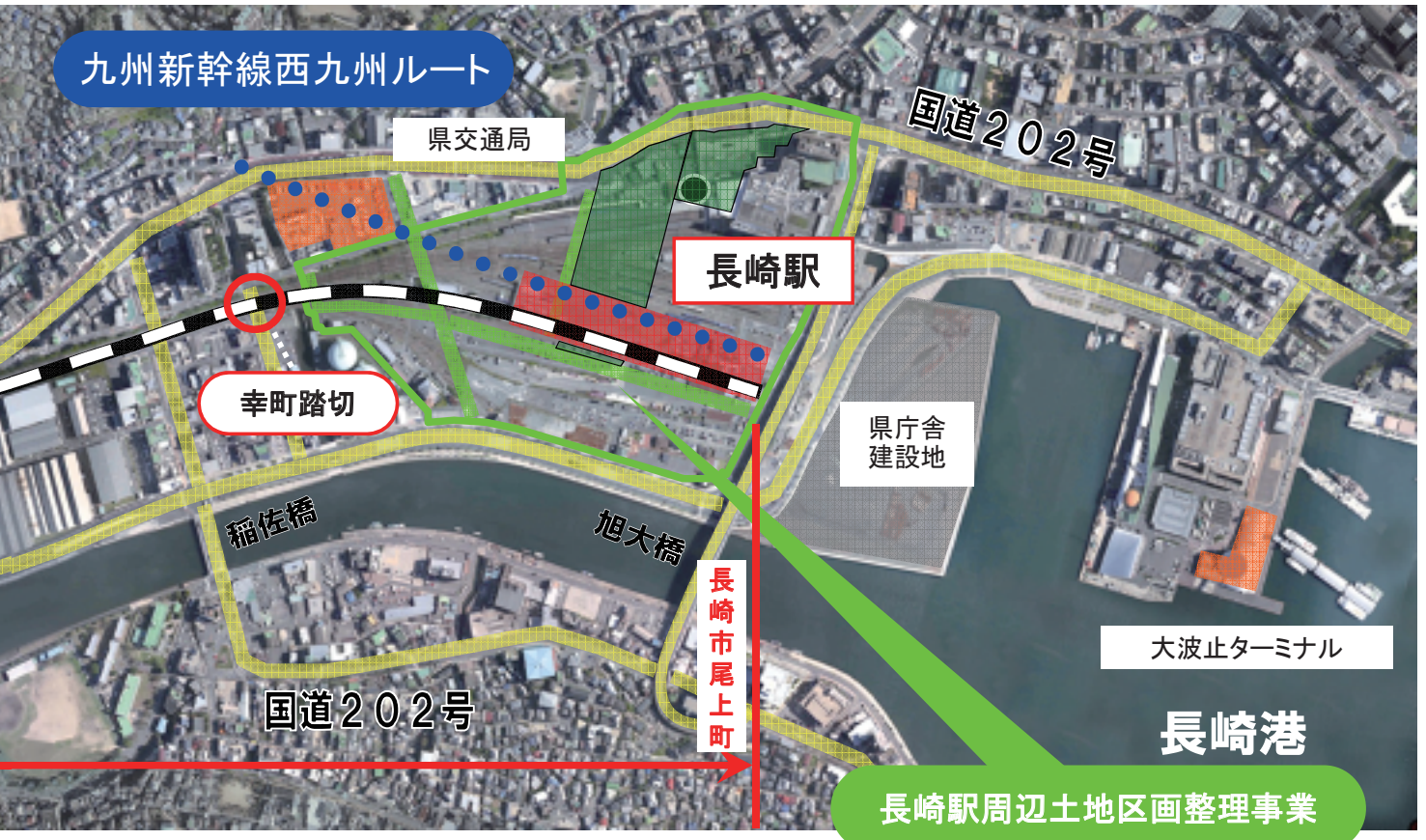


○問題点

長崎市の中心市街地は鉄道により東西市街地が分断され、踏切による交通渋滞や事故を引き起こすなど都市活動の阻害要因になっている。

○連続立体交差事業による効果

鉄道を高架化し、交通渋滞の緩和や交通の安全確保、鉄道で分断された市街地の一体化を図り、市街地全体の発展や賑わいを創出する。





### 3 都市公園の整備による良好な生活空間

問合せ先 都市計画課

都市の景観や環境の保全、防災機能や生物多様性の確保など多面的な機能を持つ都市公園を整備し、県民のスポーツ、レクリエーション、健康の維持増進の場やスポーツ大会、各種イベントなど交流の場を提供していきます。

#### ●平成26年の長崎がんばらんば国体の会場として主競技場等を整備【県立総合運動公園】

平成26年(2014年)の第69回国民体育大会のメイン会場として県立総合運動公園(諫早市)陸上競技場のリニューアルを行いました。



メインスタンド内部

国体をはじめ日本選手権等の陸上競技に対応するとともに、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)の公式試合開催指定競技場にも対応しています。

所在地: 諫早市宇都町  
 供用面積: 32.0ha  
 事業期間: 平成20~25年度  
 総事業費: 約100億円



Jリーグ観戦状況

二層式スタンドにすることで、臨場感ある観戦が出来るようになりました。また、座席数も2万席となり、全席背もたれ付きとしました。

#### ●スポーツ・レクリエーション利用等のための拡張整備【百花台公園】

百花台公園は島原半島の北部に位置し、島原半島地域のレクリエーションの核となる公園としての整備を進めています。

平成12年度に公園区域の拡張を行い、スポーツ施設だけでなく、広く公園を満喫できるように、たくさんの方が多様な目的で利用できる公園づくりを目指しています。

【平成24年度整備】サッカー場改修、大芝生広場

【平成25年度整備】トイレ2棟、ブナの森、休憩所



遊技広場



テニスコート



サッカー場

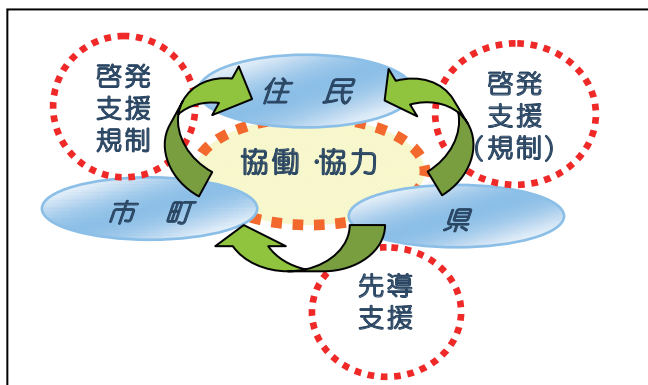
所在地: 島原市有明町、  
 雲仙市国見町  
 供用面積: 36.6ha  
 事業期間: 平成13~28年度  
 総事業費: 約39億円

平成27年度の県立都市公園利用者数261万人を目指します。

## 4 長崎らしい景観の創出

問合せ先 都市計画課

長崎の自然、歴史、文化的背景から、他の地域には見られない独特の景観を保全・創出するため、地域住民や市町が主体となって取り組む景観まちづくりへの技術的・財政的な支援を行うほか、景観に配慮した公共事業により良好な景観形成を先導します。



### [主な施策]

#### 広域景観形成推進事業

市町をまたがる広域エリア等において、市町、住民団体等と連携し総合的な景観形成を行います。

#### 活動サポート事業

住民と市町が協働して継続的に取り組む景観まちづくり活動等を支援します。



アドバイザー派遣の様子

#### 景観資産登録制度

個性的で魅力ある地域景観の核となっている「まちなみ等」「建造物等」「樹木」を登録し、広く周知します。また、登録した景観資産の保全・活用事業を市町と共同で支援します。

#### アドバイザー派遣制度

住民や市町、県が行う美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等に対し、専門家を派遣して、技術的支援を行います。

#### 公共デザイン推進制度

公共事業のうち、地域景観への影響が大きいものについて、専門家によるデザイン支援により、地域の魅力ある景観形成を先導し、市町や民間への波及を図ります。

#### 大規模建造物等の規制・誘導

地域景観に影響を与える可能性が高い大規模な建築物・工作物や開発行為等について、景観法に基づく届出制度を活用し、規制・誘導を行います。



景観資産修景事例(景資第2-134号 脇浜温泉浴場)



公共デザイン推進制度活用事例  
(西海橋公園トイレ)